

厚生年金への地方議会議員の加入のための法整備を求める意見書

地方創生の推進と加速する人口減少社会への対応が、我が国の将来にとって喫緊の課題となっている。地方公共団体の重要な意思決定を行う地方議会は、多様化する民意の集約と地方行政への反映が期待されており、その果たすべき役割と責任は重要性を増している。

このような中、地方議会議員は、これまで以上に地方行政の広範かつ専門的な諸課題について住民とのコミュニケーションを深めるとともに、的確に執行機関の監視や政策提言等を行うことが求められている。こうした要請に応えるため、地方議会議員は、住民の代表として多様化する住民の意向を把握するための活動や、それに伴う多岐にわたる審議事項に対応する必要があり、その職務は常勤化し、専業として活動する議員の割合も増えている。

しかしながら、地方議会議員の候補者数は減少傾向にあり、令和5年の統一地方選挙では無投票当選者の割合も高くなるなど、住民の政治への関心の低下やなり手不足が深刻な問題となっている。

一方、就業者の9割を会社員等の被用者が占めており、地方議会議員のなり手も会社員等からの転身者が期待されている。地方議会議員が厚生年金に加入できるようになれば、会社員等が議員に転身しても切れ目なく厚生年金の適用を受けることができ、家族の将来や老後の生活を心配することなく議員に立候補し、議員活動できる環境の整備につながるものと考えられる。

平成23年6月に地方議会議員年金制度は廃止されたが、衆・参両院の総務委員会は、制度廃止法案の採決に際し「概ね1年を目途として、国民の政治参加や地方議会における人材確保の観点から踏まえた新たな年金制度について検討を行う」旨の附帯決議を全会一致で可決している。全国町村議会議長会等により実現に向けた要望は行われているものの、地方議会議員の新たな年金制度に関する法整備は未だ実現していない現状にある。

地方議会議員のなり手不足は、地方自治、ひいては民主主義の機能不全をもたらす我が国の危機であり、全国各地に顕在化している今こそ、厚生年金への地方議会議員の加入のための法整備を進めるべきである。

よって、国においては、国民の幅広い層からの政治参加や地方議会における多様な人材確保の観点から、厚生年金への地方議会議員の加入のための法整備を早急に実現するよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき意見書を提出する。

令和7年3月14日

北海道遠軽町議会

提出先 衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、内閣官房長官、総務大臣、財務大臣、厚生労働大臣